

新型コロナウイルス感染症による死亡等を保障する災害割増特約等の改定（個人保険）について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博）は、2020年2月より、災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症による死亡等を災害死亡保険金等のお支払対象としておりました（詳しくは、[こちら](#)をご覧ください）。

新型コロナウイルス感染症は、これまで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」）第6条第8項に定める「指定感染症」として、感染症法上の一類感染症または二類感染症相当の措置が講じられておりましたが、今般の感染症法改正により、感染症法第6条第7項に定める「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけが変更されました。新型コロナウイルス感染症は、未だ社会に甚大な影響を与えているため、当該変更後も、災害保障を提供する個人保険において、新型コロナウイルス感染症による死亡等が災害死亡保険金等の保障対象となることを明確化する観点等から、別紙の商品を対象に、支払理由の原因となる感染症について、下記のとおり約款を改定いたします。

※2023年5月8日以降に支払理由が発生した場合、個人保険・財形保険における災害死亡保険金等の対象外となります。（2023.5.8更新）

※団体定期保険・無配当団体定期保険の災害保障特約・災害割増特約・傷害特約にご加入のお客さまには、災害保険金等のお取扱いについて改めてお知らせします。（2023.5.8更新）

※財形保険については、P.3のとおり改定いたしました。（2021.3.22更新）

団体保険については、P.5のとおり改定いたしました。（2021.11.24更新）

記

1. 改定内容（下線部）

※別表の番号は、商品によって異なります。

改定後	改定前																								
<p>別表 感染症</p> <p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コレラ</td> <td>A00</td> </tr> <tr> <td>腸チフス</td> <td>A01.0</td> </tr> <tr> <td>パラチフスA</td> <td>A01.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(途中省略)</td> </tr> <tr> <td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)</td> <td>U04</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限りません。)である感染症をいいます。))は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払理由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。</p>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA	A01.1	(途中省略)		重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04	<p>別表 感染症</p> <p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コレラ</td> <td>A00</td> </tr> <tr> <td>腸チフス</td> <td>A01.0</td> </tr> <tr> <td>パラチフスA</td> <td>A01.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(途中省略)</td> </tr> <tr> <td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)</td> <td>U04</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。))は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払理由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。</p>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA	A01.1	(途中省略)		重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04
分類項目	基本分類コード																								
コレラ	A00																								
腸チフス	A01.0																								
パラチフスA	A01.1																								
(途中省略)																									
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04																								
分類項目	基本分類コード																								
コレラ	A00																								
腸チフス	A01.0																								
パラチフスA	A01.1																								
(途中省略)																									
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04																								

・新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、改定後の内容にて、別紙の商品において、災害死亡保険金等のお支払いを取り扱います。

・また、特別条件特約または新特別条件特約について、特別条件（保険金削減支払い、特定部位不支払いまたは特定状態不支払い）を適用せず、保険金等をお支払いすることとなる感染症も、同様に改めます。

2. 適用時期：2021年3月15日以降

3. その他

本改定は、すでにご契約いただいている契約を含めて適用しますが、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。

また、本改正に伴う保険料の変更はありません。

以 上

別紙

普通保険約款または特約	保険金等
災害倍額保障・祝金付特別終身保険「長寿保険」普通保険約款	災害保険金
予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡給付金
最低保証付変額保険普通保険約款	災害死亡給付金
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険普通保険約款	災害死亡給付金
変額個人年金保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡給付金
5年ごと利差配当付限定告知型終身保険普通保険約款	災害死亡保険金
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険普通保険約款	災害死亡給付金
無配当新終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
低解約返戻金型無配当特別終身保険普通保険約款	災害死亡保険金
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）(19)普通保険約款	災害死亡保険金
年金災害保障特約	災害保険金
災害死亡割増支払特約	災害保険金
災害保障特約	災害保険金
家族災害保障特約	家族災害保険金
災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
傷害特約	災害保険金
限定告知型終身保険特約	災害死亡保険金

新型コロナウイルス感染症による災害死亡保険金のお支払いに関する約款改定（財形保険）について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博）は、2020年2月より、財形保険について、新型コロナウイルス感染症による死亡を災害死亡保険金のお支払対象としておりました（詳しくは、[こちら](#)をご覧ください）。

新型コロナウイルス感染症は、これまで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」）第6条第8項に定める「指定感染症」として、感染症法上の一類感染症または二類感染症相当の措置が講じられておりましたが、今般の感染症法改正により、感染症法第6条第7項に定める「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけが変更されました。新型コロナウイルス感染症は、未だ社会に甚大な影響を与えており、当該変更後も財形保険において引き続き新型コロナウイルス感染症による死亡を災害死亡保険金の保障対象とするため、下記のとおり、「新型インフルエンザ等感染症」に該当する新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金の保障対象に追加する改定を行い、改正感染症法の施行日に遡って適用いたします。

記

1. 改定内容（下線部）

※別表の番号等は、商品によって異なります。

改定後		改定前	
別表3 災害死亡保険金の支払対象となる感染症 災害死亡保険金の支払対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。		別表3 災害死亡保険金の支払対象となる感染症 災害死亡保険金の支払対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。	
分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
コレラ	A00	コレラ	A00
腸チフス	A01.0	腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1	パラチフスA	A01.1
(途中省略)		(途中省略)	
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	U04	重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	U04
(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、)である感染症をいいます。) <u>は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払理由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。</u>		(注) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。) <u>は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第8項の疾病に該当している間に支払理由が生じた場合に限り、</u>	

2. 適用時期：2021年2月13日以降（改正感染症法施行日に遡って適用いたします。）

3. その他

本改正は、すでにご契約いただいている契約を含めて適用しますが、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。

また、本改正に伴う保険料の変更はありません。

4. 対象となる財形保険

普通保険約款	保険金等
勤労者財産形成貯蓄積立保険	災害死亡保険金
財形年金積立保険	災害死亡保険金
財形住宅貯蓄積立保険	災害死亡保険金
勤労者財産形成給付金保険	災害死亡保険金
勤労者財産形成基金保険	災害死亡保険金

以 上

新型コロナウイルス感染症による死亡等を保障する災害割増特約等の改定（団体保険）について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）は、災害による死亡等を保障する団体保険商品について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」）改正後も、個人保険と同様に、引き続き新型コロナウイルス感染症による死亡等を災害保険金等のお支払対象としております。

「感染症法」改正に伴い、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）」が廃止されたことから、別紙の商品を対象に、当該政令に準拠する新型コロナウイルス感染症の定義の見直しを行い、下記のとおり約款を改定いたします。（改定後も引き続き、新型コロナウイルス感染症による死亡等は災害保険金等のお支払対象となります。）

記

1. 改定内容（下線部）

※別表の番号は、商品によって異なります。

改定後		改定前	
別表 感染症 「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。		別表 感染症 「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。	
分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
コレラ	A00	コレラ	A00
腸チフス	A01.0	腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1	パラチフスA	A01.1
(途中省略)		(途中省略)	
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。)	U04	重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。)	U04
(注) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。))</u> を含めます。		(注) <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症</u> を含めます。	

・新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、改定後の内容にて、別紙の商品において、災害保険金等をお支払いします。

2. 適用時期：2021年12月1日以降

3. その他

本改定は、すでにご契約いただいている契約を含めて適用しますが、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。

また、本改正に伴う保険料の変更はありません。

以上

普通保険約款または特約	保険金等
団体定期保険災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金
団体定期保険傷害特約	災害保険金
団体定期保険災害保障特約	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金
団体定期保険災害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害特約	災害保険金